

高知県における地域医療・介護 総合確保基金を活用した取組

令和元年11月6日(水)

高知県 健康政策部 医療政策課
地域福祉部 高齢者福祉課
地域福祉政策課

(1)療養病床からの転換支援

高知県の状況（人口、地理、医療需要、医療資源など）

（人口、地理）

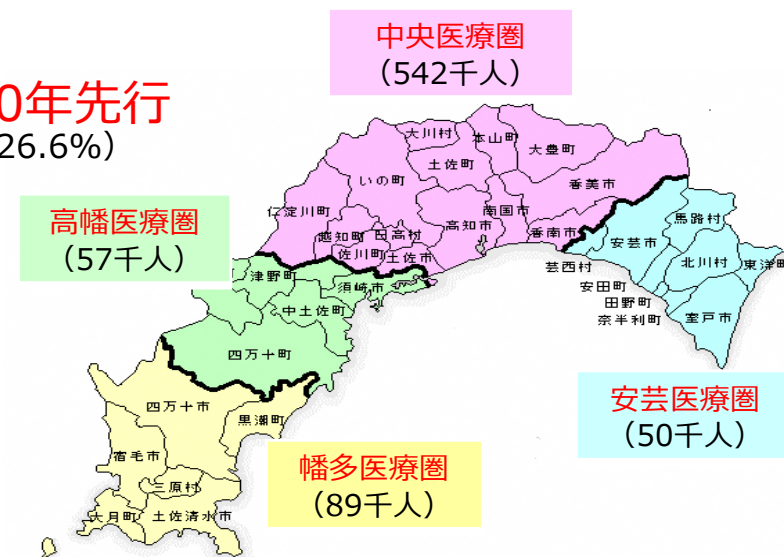
- 人口が全国に**15年先行して自然減**、高齢化率の上昇も**全国に10年先行**
(高知県：H2より 全国：H17より) (H27 高知県：32.8 % 全国：26.6%)
- 人口の約74%が中央医療圏（うち高知市 約46%）に集中
- 中央部を除く**ほとんどの地域が中山間地域**（面積割合 93.2%）

（医療需要）

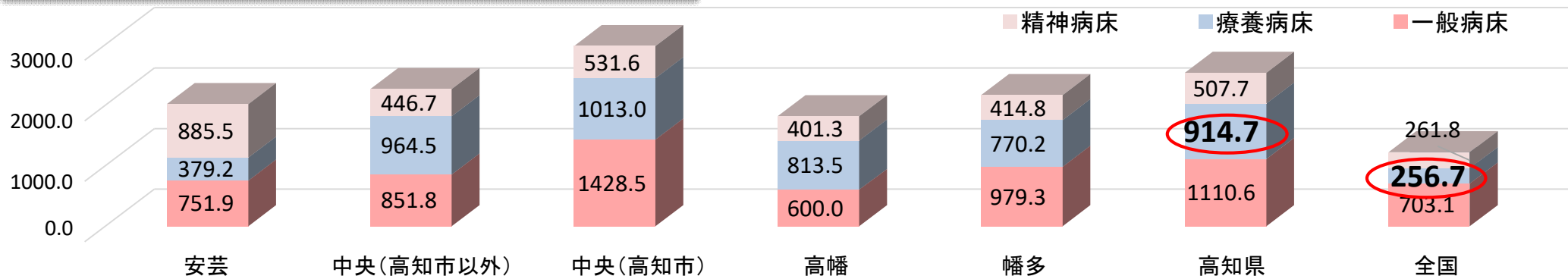
- 中央以外の区域は、高齢者数、医療需要とも今後は横ばいか減少局面県全体の医療需要の**ピークは2025-2030年**

（医療資源）

- 人口あたりの**医療資源**（病床数（全国1位）、医師数（3位）、看護師数（1位）等）は**最高水準**
- ただし、医療資源は**高知市とその周辺に一極集中しており、地域間での偏在が大きい**
- また、病床数は**全国1位**（人口10万人対）であり、**特に療養病床が多い**（全国平均の約3.6倍）



病院の病床数（人口10万人対；2017/9/30 H29医療施設調査）

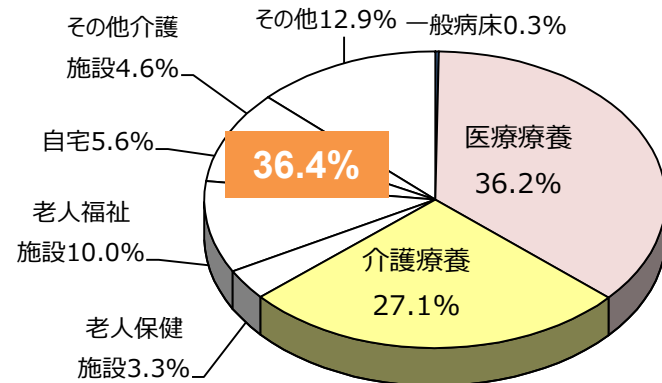


療養病床入院患者のQOLの向上

療養病床入院患者の相応しい施設

◇病院の退院支援担当者の意見

「療養病床（介護療養を含む）の入院患者のうち、**36.4 %は療養病床以外の施設が相応しい。**」



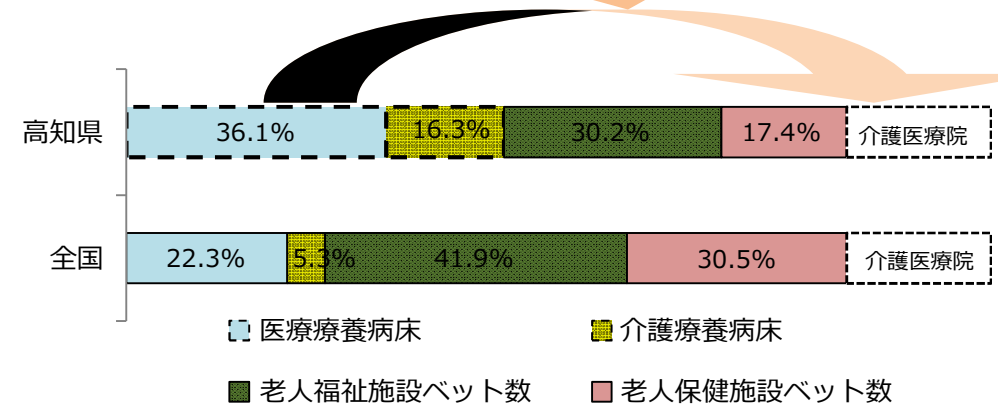
※出典 H27高知県療養病床実態調査結果（医療療養・介護療養）

移行

QOLの向上による医療費の削減

◇従来から入院患者は療養病床に偏っていたが・・・

その人の状態に相応しい施設へ移行



※出典 療養病床：平成26年病院報告 介護保険施設：平成26年介護サービス施設・事業所調査

QOL向上に向けての基本的な方向性

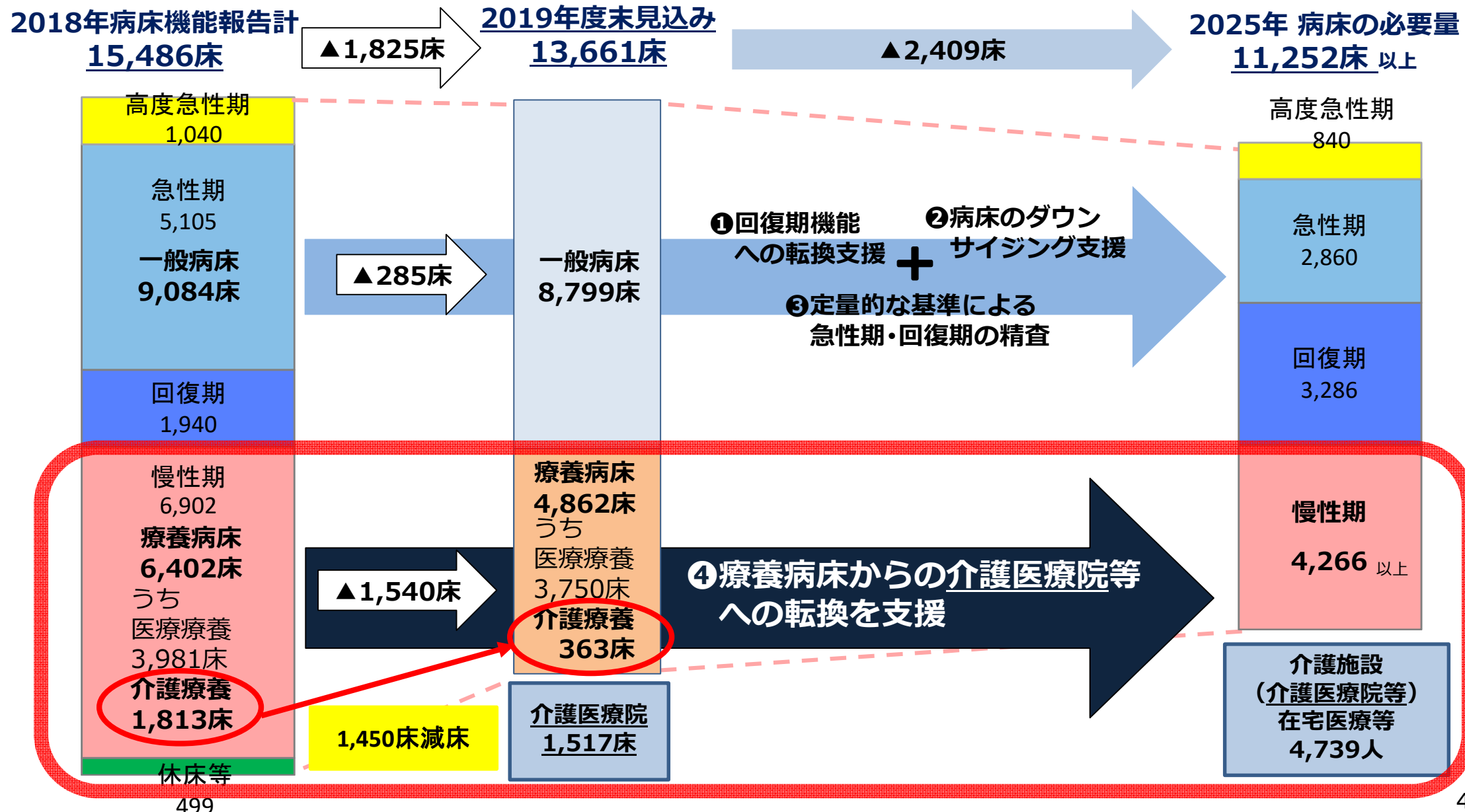
最後まで自分らしく生きられるよう、
患者の意向に沿った形で、医療から福祉、そして福祉でも施設から在宅に移行していく必要。
これは医療費の適正化にも効果。

そのために

- 健康づくりを徹底する（壮年期の健康改善）
 - ・健康教育の強化
 - ・健康づくりのプラットフォーム構築
 - ・血管病重症化予防対策 等
- 地域地域の受け皿をつくる（望まない入院の抑制、よりQOLの高いサービスへの誘導）
 - ・地域における受け皿づくり
 - ・ゲートキーパー機能の強化
 - ・介護医療院への転換促進 等

地域医療構想の実現に向けた病床転換の流れ

転換支援策や地域医療構想調整会議等での議論を踏まえて、各医療機関の自主的な転換を支援

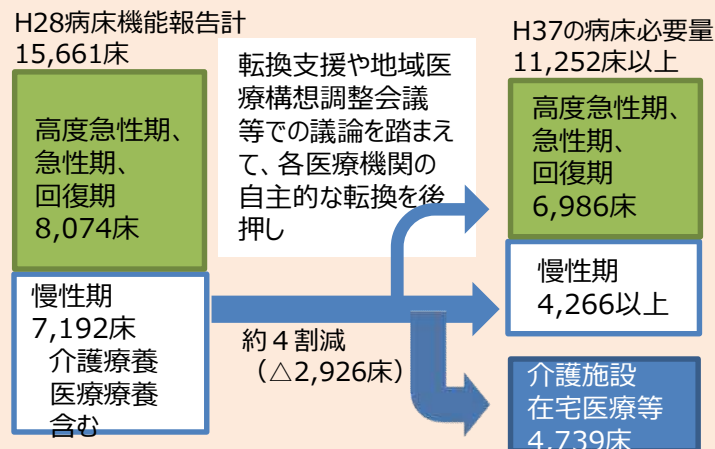


ポイント

南海トラフ地震対策等の防災対策上の観点も踏まえ、療養病床から高齢者施設への円滑な転換支援制度を強化・拡充します。

現状・課題

① 地域医療構想



(参考) 療養病床数

本県の人口当たりの療養病床数は全国1位

	医療療養	介護療養	
高知県	38.3	15.4	53.7
全国平均	17.3	4.5	21.8

全国平均の2.5倍

② 介護医療院の創設

慢性期の医療や介護ニーズに対応するため、「介護医療院」が創設され、療養病床転換先の選択肢が拡大

介護療養病床1,523床
(R元.6.30現在)

R5年度末までに廃止

・介護老人保健施設
・特別養護老人ホーム
等

介護医療院の創設

③ 耐震化

南海トラフ地震の防災対策上の観点から病院の耐震化が急務

- 療養病床のある病院の耐震化率は69.1%
一方、療養病床のない病院は77.8%
- 未耐震の35病院うち25病院(71.4%)は療養病床のある病院

	耐震済		未耐震		合計
	病院数	割合(%)	病院数	割合(%)	
療養病床有	56	69.1	25	30.9	81
療養病床無	35	77.8	10	22.2	45
合計	91	72.2	35	27.8	126

防災対策の観点を加え、転換支援を強化・拡充

転換支援

介護療養病床転換支援事業費補助金

医療療養病床転換支援事業費補助金

療養病床転換促進事業費補助金

耐震化等加算(県単)

特別養護老人ホームへの転換加算(県単)

【期待される効果】

- 療養病床の転換先の選択肢が広がり、よりふさわしい療養環境につながることで、高齢者のQOLが向上
- 転換と併せて耐震化等を行うことで、安全で良好な療養環境を整備

R3年度末までに着手するものに限る。

高知県における開設状況（令和元年10月末時点）

6施設から436床が介護医療院へ転換済み

年度	開設日	報酬類型	転換床数			計
			介護療養から	医療療養から	転換老健から	
平成30年度	11月1日	I 型	53			53
	12月6日	II 型			80	80
	12月6日	II 型			60	60
平成31年度 令和元年度	4月1日	I 型	151			151
	4月1日	II 型	20	27		47
	5月1日	I 型	45			45
合計			269	27	140	436
			I 型	249		249
			II 型	20	27	140

開設（転換）相談受付手順

介護医療院の開設（転換）相談受付手順

高知県
Kochi Prefecture

ホーム > 組織から探す > 地域福祉部 > 高齢者福祉課

目的から探す

- 申請・届出・補助金等
- 資格・試験
- イベント情報
- 募集情報

組織から探す

- 総務部
- 危機管理部
- 健康政策部
- 地域福祉部

介護医療院の開設（転換）相談受付手順等について

公開日 2018年11月22日

介護医療院開設、転換にかかる手順等については下記をご確認ください。
[介護医療院開設手順\[XLSX: 14KB\]](#)

開設許可申請に必要な書類等については下記をご確認ください。
[指定申請書類一覧（介護医療院）](#)

転換にかかる補助金については下記をご確認ください。
[転換補助金](#)

高知県のHPで開設手順を掲載

開設（転換）相談受付手順 （1 / 2）

＜介護医療院の開設（転換）相談受付手順について＞

高知県地域福祉部高齢者福祉課（電話 088-823-9681）
高知県健康政策部医療政策課（電話 088-823-9625）
高知県健康政策部医事薬務課（電話 088-823-9623）

県への相談（高齢者福祉課 介護保険担当／医療政策課 地域医療担当／医事薬務課 医事指導担当）

※状況により確認する事項は変わります。

※全ての確認事項について準備前でも、相談は可能です。

＜確認事項＞

- ① 介護医療院の開設（転換）計画の概要について
- ② 転換予定の病床数、病床類型の関係
- ③ 介護医療院種別（Ⅰ型又はⅡ型）等、基本的な体制の枠組み関係
- ④ 図面での「療養室・廊下」、「病院及び診療所との共用部分」等
- ⑤ 職員の人員配置について
- ⑥ 療養室における「プライバシーの確保」の対応関係
- ⑦ 開設時期（希望）の確認（予定・確定）
- ⑧ 補助金関係 ・これから新たに希望する場合（介護医療院等への転換に係る施設整備等）
・既存施設を補助金で整備した場合の補助金財産処分 など

※相談時には、施設の図面等をご持参ください。

※可能であれば、療養室における「プライバシーの確保」でお考えの建具・備品・取り付け状況の写真など
ご用意ください。

開設（転換）相談受付手順（2／2）

設置市町村への相談（該当市町村担当課）

※設置市町村における介護保険事業計画に関連しますので、県への相談と同時期にご相談をお願いします。
以降、設置市町村へは、手続の進捗状況を連絡するなど適宜情報共有を行ってください。

関係機関への手続

※県への相談と同時期にご相談をお願いします。

※移転・増改築を行う場合、以下の(1)①②の他、建築確認関係の手続や消防関係の手続が発生します。

(1) 医療法の関係

① 医療法人の定款変更認可申請 → 県・医事薬務課 医薬連携推進担当（電話 088-823-9749）

【介護医療院の開設申請には、法人の登記事項証明書が必要となりますのでご注意ください。】

② 病院（診療所）開設許可事項変更許可申請等

→ 県・医事薬務課 医事指導担当（※注：申請窓口は、管轄の保健所）

→ 診療所に関しては、管轄の保健所

(2) 保険医療機関に関する手続や診療報酬に関するご相談

→ 四国厚生支局高知事務所（電話 088-826-3116）

開設に係る手続

【開設場所が高知市内の場合】高知市：介護保険課 事業係（電話 088-823-9632）

【開設場所が高知市以外の場合】県：高齢者福祉課 介護事業者担当（電話 088-823-9632）

※施設の現地確認（指定前）は必ず実施します。療養室における「プライバシーの確保」の対応関係で、ご相談の段階で現地確認を実施することもあります。

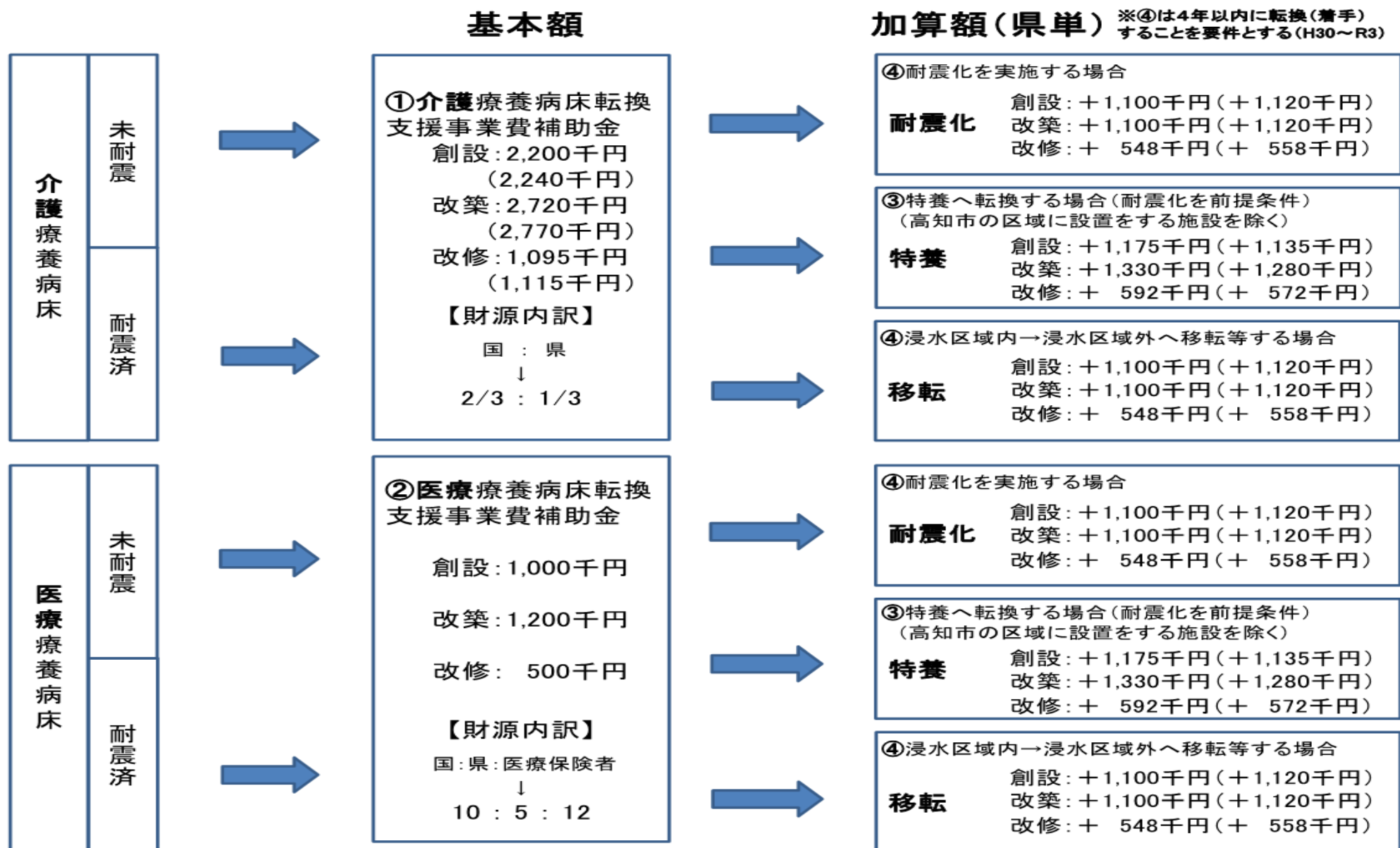
※手続の際には、併せて郡市医師会への転換の連絡についても、ご配慮をお願いします。

開設許可申請書及び添付書類の提出（事業開始の30日前を原則としています。）

介護療養型医療施設等の指定辞退届の提出（利用者へ30日以上予告期間が必要です。）

高知県における補助金の単価上限

療養病床の高齢者施設への転換補助金



※単価は転換前病床1床あたり 注:①～④は令和元年度ベース(括弧内は令和元年10月1日以降に補助事業が完了する場合の交付額)

【平成30年度交付決定分】

介護療養病床 171床 医療療養病床 27床 合計 198床

→転換先は全て介護医療院

【令和元年度交付決定分(10月末時点)】

介護療養病床 401床 医療療養病床 54床 合計 455床

→転換先は一部を除いて介護医療院

なお、未耐震施設の耐震化やサービス付き高齢者向け住宅への転換事例も

地域医療・介護総合確保基金を活用した転換事例（高知城東病院）

転換前



転換後



地域医療・介護総合確保基金を活用した転換事例（大西病院）

転換前



転換後



療養病床からの転換による効果（実際に転換した病院からの声）

- 多床室から個室へ変更したことにより、個人のプライバシーが確保される空間となった。（QOLの向上）
- 個室化したことにより、家族としても落ち着いて面会ができる。
- 独居で医学的管理が必要な方について、看取りまで安心して住み続けられる場所ができた。
- 壁や床を張り替えたり、LED電球に替えたことにより、家庭的な明るい雰囲気となった。
- 転換をきっかけとして病床の削減など今後の病院運営の方向性を検討する機会になった。
- 介護医療院に転換して、診療報酬上も在宅扱いとなったことにより、回復期からの受け入れが増えた。
- 今後、介護医療院としてどのような患者像の方を受け入れていくか考えるきっかけとなった。

(2) 介護職員の負担軽減

ノーリフティングケアの推進【高知県】

取組の背景

- ・高齢者施設における労働災害発生要因の第1位が「腰痛」となっている。
- ・介護職員の労働条件等の悩み、不安、不満等として、「身体的負担が大きい」が上位となっている。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

持ち上げない、抱え上げない、引きずらない「ノーリフティングケア」を推進することで、職員が安心して長く働ける職場環境を整備し、腰痛をはじめとする職員の身体的負担の軽減と定着を促進する。
また、力任せの介護が引き起こす利用者の二次障害を防止することで、職員・利用者の双方に優しいケアを実現する。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

①福祉機器等の導入支援

- ・1事業所につき上限60万円を補助(補助率1/2)
- ・高さ調節機能付き電動ベッド、跳ね上げ式車椅子、ボードやシート、グローブ、介護ロボットに加え、
平成31年度からは、介護ソフト及びタブレット端末を対象に追加
また、支援先も入所系に加え、在宅サービス事業所を対象に追加

②効果的な取組を推進するための研修等の開催

- ・モデル施設づくり
- ・取組報告会における成功事例の共有
- ・管理者層、リーダー層向け研修

③普及啓発活動

- 平成28年 「高知県ノーリフティングケア宣言」
- 平成29年 ガイドブックを全事業所に配布
- 平成30年 フォーラムを開催(約400人が参加)



事業の成果等

- ①補助金を活用した福祉機器等の導入状況
 - ・平成26年からの5年間で、延べ168事業所が計2,293の福祉機器や用具を導入
- ②腰痛改善率
 - ・補助金を活用した事業所において、腰痛を訴える職員数が約27.3%(4カ年平均)減少
- ③研修の受講
 - ・各事業所から約1,700名が参加
- ④12箇所のモデル施設では、県内外から年間約300名を超える視察を受入れ

ノーリフティングケアの実践状況

県内事業所へのアンケート調査(H30.10)
送付1151、回答368(回答率32.0%)

サービス種別	回答数	実践数	実践率
通所介護	102	31	30.4%
訪問介護	63	27	42.9%
介護老人福祉施設(特養)	58	49	84.5%
グループホーム	57	24	42.1%
ケアハウス	14	6	42.9%
小規模多機能型居宅介護	13	5	38.5%
介護老人保健施設	12	9	75.0%
短期入所生活介護	11	7	63.6%
通所リハビリテーション	9	6	66.7%
有料老人ホーム	8	1	12.5%
訪問看護	7	5	71.4%
訪問入浴	4	1	25.0%
訪問リハビリテーション	3	3	100.0%
居宅介護支援	2	1	50.0%
不明	2	2	100.0%
総合事業	1	1	100.0%
介護療養型医療施設	1	0	0.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0.0%
	368	178	48.4%